大田区地域包括支援センター運営方針の改正について

１　改正理由

　　新たに作成された大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画の内容に合わせ、文言を修正したため。

２　改正内容

　　下記新旧対照表（案）のとおり

新旧対照表（案）

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 　大田区地域包括支援センター運営方針平成30年８月１日30福高発第10838号福祉部長決定改正　令和３年○月○日３福高発第○○号福祉部長決定（趣旨）第１条　大田区における地域包括支援センターの基本方針及び大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、大田区地域包括支援センター（以下「センター」という。）の円滑な事業実施のため、センターの運営方針について定める。（地域包括ケアシステムの推進）第２条　センターは、大田区（以下「区」という。）及び区内全てのセンター並びに関係機関と連携を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができる環境を構築するために、医療、介護、予防、住まい等の生活支援を切れ目なく一体的に提供できる地域包括ケアシステムの推進に努める。第11条　センターが重点的に取り組むべき業務は、次の各号に定める。1. 地域包括ケアシステムの推進

(５)　認知症高齢者への対応及び支援　　　増加する認知症高齢者への支援及び予防啓発のため、相談体制の充実、医療機関への情報提供、認知症の正しい理解を深めるための地域住民に向けた認知症サポーター養成講座の開催、チームオレンジの活動等、関係機関と連携し、各種事業を積極的に進める。この方針は、平成30年８月１日から施行する。この方針は、令和３年○月○日から施行する。 | 　大田区地域包括支援センター運営方針（趣旨）第１条　大田区における地域包括支援センターの基本方針（平成23年９月６日付け福高事発第10353号区長決定）及び～大田区高齢者福祉計画・第７期介護保険事業計画～（平成29年３月19日付け福介発第13095号区長決定）に基づき、大田区地域包括支援センター（以下「センター」という。）の円滑な事業実施のため、センターの運営方針について定める。（地域包括ケアシステムの構築）第２条　センターは、大田区（以下「区」という。）及び区内全てのセンター並びに関係機関と連携を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができる環境を構築するために、医療、介護、予防、住まい等の生活支援を切れ目なく一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築に努める。第11条　センターが重点的に取り組むべき業務は、次の各号に定める。1. 地域包括ケアシステムの構築

(５)　認知症高齢者への対応及び支援　　　増加する認知症高齢者への支援及び予防啓発のため、相談体制の充実、医療機関への情報提供、認知症の正しい理解を深めるための地域住民に向けた認知症サポーター養成講座の開催等、関係機関と連携し、各種事業を積極的に進める。この方針は、平成30年８月１日から施行する。　 |